

今年10月から通知開始！会社経営と実務はどう変わる!?

# 経営に与える影響と対応策！

## ～「マイナンバー制度」導入の概要と実務～

2013年5月にマイナンバー法が公布され、今年の10月より国民1人に1つの個人番号が付与されます。この個人番号は、来年1月から源泉税納付等の法定事務の実務面で、従業員の家族全員のマイナンバーを管理し活用、また、法人にも付与され納税実務等に活用されます。

本セミナーでは、マイナンバーの本格的運用を前に、マイナンバーが会社の日常の運営にどうかかわり、そして実務面でどのような影響が出てくるのか、最新情報を取り入れながら具体的な対応策を解説していきます。

皆様多数のご参加をお待ちしております。



### ●講師紹介●

ほし ただし  
**星 叡 氏**

- ・OAG 税理士法人 埼玉 所長
- ・全国相続協会 埼玉中央相談室
- ・税理士 行政書士

駒澤大学大学院経営経済学研究科を卒業後、公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て税理士事務所を開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

### 講座内容

#### 1. マイナンバー制度導入の目的とその概要

マイナンバー制度導入の背景・目的  
対象となる分野(利用範囲)は  
番号制度のしくみ  
本人確認の方法  
番号の通知時期

#### 2. マイナンバー制度と個人情報保護

番号の法的性質  
個人番号利用事務と個人番号関係事務  
特定個人情報保護評価とは  
番号法の罰則規定

#### 3. 会社の実務に与える影響は

従業員への対応で注意すべき点  
顧客・取引先との対応で注意すべき点  
会社はどんな準備をすればよいか  
ITシステムへの対応はどうするのか

開催日時 平成27年 **7月29日(水)**  
**14:00～16:00**

会場 **常総市商工会 石下事務所**  
(常総市新石下3678)

受講料 **無 料**

その他 準備の都合上、7月24日までにお申込み下さい

#### ■お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、  
お近くの商工会事務所まで

**FAX**にてお申し込みください。

#### ■お問合せ

水海道事務所 TEL:22-2121/FAX:22-2124  
石 下事務所 TEL:42-3155/FAX:42-8513

**主催 常総市商工会**

(7/29)「マイナンバー制度の概要と実務」セミナー申込書

常総市商工会 行

申込日(H27. . . )

事業所	TEL ( ) -	
住所		
参加者名		

お申しいただいた皆様の情報は、当会の事業の詳細案内や事業の遂行など、当所活動のためにのみ利用させていただきます。